



IAF Mandatory Document

労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) 認証のための ISO/IEC 17021-1 適用に関する IAF 基準文書

Issue 2, Version 2

(IAF MD 22:2023)

注：この文書は、IAF Mandatory Document – Application of ISO/IEC 17021-1 for the Certification of Occupational Health and Safety Management Systems (OH&SMS) – Issue2, Version 2 の内容について、参考訳として、本協会及び一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC) が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.18 参照) から入手できる。

2023 年 8 月 22 日

公益財団法人日本適合性認定協会

国際認定フォーラム（IAF）は、IAF メンバーによって認定された適合性評価機関（CAB）が発行する適合性評価結果が全世界で受け入れられるよう、認定機関（AB）間における相互承認協定を世界的規模で運用することによって、貿易を推進し、産業界及び規制当局を支援している。

認定は、認定された CAB が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAF メンバーである AB 及びそれらに認定された CAB は、適切な国際規格及びその一貫した適用のための IAF 基準文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定（MLA）に加盟している AB は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLA の構造は、“IAF PL 3 – Policies and Procedures on the IAF MLA Structure and for Expansion of the Scope of the IAF MLA” に、IAF MLA の範囲は、IAF MLA Status document に詳述されている。

IAF MLA の構造は 5 つのレベルで構成されている。レベル 1 は全ての AB に適用される基準、JIS Q 17011 を規定している。レベル 2 の活動と、対応するレベル 3 の基準文書との組合せを MLA のメインスコープと称し、レベル 4（該当する場合）及びレベル 5 の関連する基準文書の組合せを MLA のサブスコープと称する。

- MLA のメインスコープは、例えば製品認証のような活動と、JIS Q 17065 などの関連する強制規格を含む。メインスコープレベルにおける CAB による証明は、同等に信頼できると見なされる。
- MLA のサブスコープは、例えば JIS Q 9001 などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合、例えば、ISO 22003-1 などのスキーム固有の要求事項を含む。サブスコープレベルにおける CAB による証明は同等と見なされる。

IAF MLA は、市場による適合性評価結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA 加盟 AB に認定された機関によって、IAF MLA の適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。

目次

0. 序文.....	6
1. 適用範囲	7
2. 引用規格	7
3. 用語及び定義	7
4. 原則.....	7
5. 一般要求事項	7
6. 組織運営機構に関する要求事項	7
7. 資源に関する要求事項.....	8
8. 情報に関する要求事項.....	8
9. プロセス要求事項.....	8
9.1 認証活動に先立つ事項.....	8
9.2 審査の計画作成	9
9.3 初回認証	9
9.4 審査の実施.....	9
9.5 認証の決定.....	10
9.6 認証の維持.....	10
9.7 異議申立て.....	10
9.8 苦情	10
9.9 依頼者に関する記録	10
10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項.....	10
附属書 A（規定） - 認定された OH&SMS 認証の一部としての法令順守	11
附属書 B（規定） - 認定範囲.....	14

第2版、Version 2

作業: IAF技術委員会

承認: IAFメンバー

発行日: 2023年6月14日

問い合わせ先: Elva Nilsen

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 613 454-8159

Email: secretary@iaf.nu

承認日: 2019年3月18日

適用日: 2020年5月7日

IAF 基準文書への序文

この文書で使用されている用語“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

労働安全衛生マネジメントシステム（OH&SMS）認証のための ISO/IEC 17021-1 の適用

0. 序文

この文書は、労働安全衛生マネジメントシステム（OH&SMS）認証を実施している認証機関の認定のために、ISO/IEC 17021-1:2015 を一貫して適用するため義務づけられる。ISO/IEC 17021-1:2015 の全ての条項及び附属書の適用は継続され、この文書は当該規格のいかなる要求事項に置き換わるものではない。この文書は、OHSAS 18001 の認証にのみ適用されるのではなく、ISO 45001 他の規格といった、他の OH&SMS に対する認証にも使用されなければならない。この文書と国の法令が矛盾する場合は、国の法令が優先される。

また、この文書の第 1 版には、特定の OH&SMS 要求事項を取り入れた 5 つの義務づけられる附属書が含まれていた。そのうち 1 つは取り除かれ、完全に ISO/IEC TS 17021-10:2018 によって置き換えられた。そのうち 2 つは取り除かれ、すべての要求事項は、それぞれ IAF MD5:2019 及び IAF MD17:2019 に含まれた。

この第 2 版には、下記の IAF 及び EA 文書について、特定の OH&SMS 要求事項を取り入れた 2 つの義務づけられる附属書が含まれている。

附属書	出典／参考文書
附属書 A – 認定された OH&SMS 認証の一部としての法令順守	EA-7/04 M:2017
附属書 B- 認定範囲	IAF ID1:2014

この文書は、ISO/IEC 17021-1:2015 の構成に沿っている。

特定の基準は、ISO/IEC 17021-1:2015 の関連する要求事項の参照番号を付けて、文字「G」によって識別されている。

この文書の本文中の「XX 項」への参照は、特に規定のない限り、全て ISO/IEC 17021-1:2015 中の条項を参照している。

複数サイト組織については、IAF MD1:2018 が適用される。この文書は、OH&SMS に関連する追加要求事項を提供する。

1. 適用範囲

追加要求事項なし。

2. 引用規格

追加要求事項なし。

3. 用語及び定義

G 3.3 ISO/IEC 17021-1に加えて、労働安全衛生の分野にて提供される追加のサービスの中には、マネジメントシステムのコンサルティングとみなされるものもある。このようなサービスには次のものが含まれるが、これらに限らない。

- i) 労働安全衛生コーディネーターとしての役割の実施
- ii) 安全報告
- iii) リスク評価の実施
- iv) 依頼者の代理としての規制当局とのコミュニケーション
- v) 事故及びインシデント調査

4. 原則

G 4.1.2 OH&SMS 認証の利害関係者には、管理者及び非管理者の常勤及び臨時の働く人に加えて、次が含まれるが、これらに限らない。

- i) 法的当局及び規制当局（地方、地域、国又は国際）
- ii) 親組織
- iii) 供給者、請負者及び下請負者
- iv) 働く人の組織（労働組合）及び雇用主の組織
- v) 所有者、株主、得意先、来訪者、働く人の親族、地域社会及び組織の近隣者、並びに一般市民
- vi) 顧客、医療及びその他の地域サービス、メディア、学術界、商業団体及び非政府機関（NGO）、及び
- vii) 労働安全衛生機関及び労働安全衛生専門家（例えば、医師及び看護師）

5. 一般要求事項

G 5.2.3 （注記2について）

鍵となる利害関係者には、G.4.1.2 項で言及した追加の関係者が含まれ得る。

6. 組織運営機構に関する要求事項

追加要求事項なし。

7. 資源に関する要求事項

G 7.1.2 (注記について)

労働安全衛生マネジメントシステムでは、「専門分野」という用語は、プロセス又はサービスの共通性、及び働く人が労働安全衛生リスクにばく露し得る関連する危険源に関連している。

8. 情報に関する要求事項

G 8.5.3 法的に拘束力のある取決めによって、認証された依頼者が所轄の規制当局の関与を必要とする重大なインシデントの発生又は規制違反を遅滞なく認証機関に通知することも要求されなければならない。

9. プロセス要求事項

9.1 認証活動に先立つ事項

G 9.1.1 申請組織の権限をもつ代表者によって認証機関に提供される、プロセス及び活動に関する情報には、当該プロセスに関連する重要な危険源及び労働安全衛生リスク、プロセスで使われる主な有害な材料及び適用される労働安全衛生法令から生じる関連する法的義務の特定も含まれなければならない。

申請書には、組織の施設内及び施設外で働く人の詳細が含まれていなければならない。

G 9.1.4 OH&SMS 審査の審査工数は、IAF MD5 に従って決定されなければならない。

依頼者が他の組織の施設でサービス提供している場合、CAB は、依頼者の OH&SMS にこれらのオフサイト活動を包含していることを検証しなければならない（他の組織の OH&SMS 義務によらず）。審査で費やされる工数を決定するに当たって、CAB は、従業員が働いているいかなる組織のサイトも定期的に審査することを考慮しなければならない。全てのサイトが審査対象となるか否かは、そのサイトで行われている活動に関連した労働安全衛生リスク、契約上の合意事項、他の認定された CAB による認証、内部監査システム、事故及びニアミスに関する統計といった様々な要因に依存する。そのような決定を正当化する理由は記録されなければならない。

G 9.1.5 OH&SMS が複数サイトで運用されている場合、認証範囲に含まれる各サイトで行われている活動及びプロセスの性質に関連した労働安全衛生リスクレベルの評価に基づいて、サンプリングが許容されるか否かを確立することが欠かせない。そのような決定の根拠、審査工数の計算及び各サイトへの訪問の頻度は、IAF MD5 の 10 項の要求事項と一致し、各依頼者について文書化されなければならない。

同じ活動、プロセス及び労働安全衛生リスクをカバーしていない複数のサイトがある場合、サンプリングは適切ではない。

あるサイトが、他のサイトと類似のプロセスを行っている、又は類似の製品を製造しているとしても、CABは各サイト間の運用の差異（技術、設備、使用及び保管されている有害な材料の量、作業環境、施設等）を考慮しなければならない。

サンプリングが認められる場合、CBは審査されるサイトのサンプルが、審査される組織にあるプロセス、活動及び労働安全衛生リスクを代表するものであることを確実にしなければならない。

組織のOH&SMSに含まれる一時的サイトは、マネジメントシステムの運用及び有効性の証拠を与えるため、サンプリングに基づく審査の対象となる（IAF MD5の9項を参照）。

9.2 審査の計画作成

G 9.2.1.2 b) 依頼者が適用される法令、規制及び契約上の要求事項を満たすことを確実にするためのマネジメントシステムの能力の決定について、附属書Aで説明されている方法が適用されなければならない。

G.9.2.1.3 OH&SMSには、組織の管理下又は影響下にあり、組織のOH&SMSパフォーマンスに影響を与え得る活動、製品及びサービスが含まれなければならない。

一時的サイト、例えば、建設サイトは、所在地に関わらず、そのサイトを管理する組織のOH&SMSに含まれなければならない。

9.3 初回認証

追加要求事項なし。

9.4 審査の実施

G 9.4.4.2 審査チームは次の要員と面談を行わなければならない。

- i) 労働安全衛生に法的責任をもつ経営層
- ii) 労働安全衛生に責任をもつ従業員の代表者
- iii) 例えば、医師及び看護師といった従業員の健康を監視する責任をもつ要員。面談が遠隔で行われる場合、それを正当化する理由は記録されなければならない
- iv) 管理職、及び常勤及び臨時の従業員

面談が考慮されることが望ましいその他の要員は、次のとおり。

- i) 労働安全衛生リスクの防止に関連した活動を行う管理職及び従業員、及び
- ii) 請負者の経営層及び従業員

G 9.4.5.3 認証機関は、関連する規制要求事項の不順守を見出した場合に取られる処置を詳述した手順をもたなければならない。これらの手順には、審査される組織にそのような不順守を直ちに通知する要求事項が含まれなければならない。

G 9.4.7.1 組織の代表者は、労働安全衛生に法的責任をもつ経営層、従業員の健康を監視する責任をもつ要員及び労働安全衛生に責任をもつ従業員の代表者を最終会議への出席に招くよう求められなければならない。欠席する場合には、その正当化する理由が記録されなければならない。

9.5 認証の決定

追加要求事項なし。

9.6 認証の維持

G 9.6.4.2 所轄の規制当局の関与とは独立して、認証機関が、例えば、重大な事故又は重大な規制違反といった労働安全衛生に関わる重大なインシデントの発生を知ることとなった場合、マネジメントシステムが損なわれず、有効に機能していたか否かを調査するために、特別審査が必要となり得る。認証機関はこの調査の結果を文書化しなければならない。

G 9.6.5.2 認証された依頼者によって提供された（G.8.5.3 参照）又は特別審査の間に審査チームによって直接収集された（G.9.6.4.2 参照）、所轄の規制当局の関与が必要となる、重大な事故又は重大な規制違反といったインシデントに関する情報は、システムが OH&S 認証要求事項を満たすことに深刻な不具合があったことが実証され得る場合、認証の一時停止又は取消しを含む処置を取ることを決定する根拠を提供しなければならない。そのような要求事項は、CAB と組織との間の契約上の合意の一部でなければならない。

9.7 異議申立て

追加要求事項なし。

9.8 苦情

追加要求事項なし。

9.9 依頼者に関する記録

追加要求事項なし。

10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

追加要求事項なし。

附属書 A（規定） - 認定された OH&SMS 認証の一部としての法令順守**A.0 序文**

A.0.1 様々な観点を考慮に入れて、「法令順守」を次のように定義する。「意図した成果が実現される方法で、法令に適合すること。」

適用される OH&SMS 規格要求事項に対する OH&SMS 認証は、法令順守を保証するものではない（これは、政府又はその他の種類の管理及び／又は法令順守検査或いはその他の認証又は検証を含む、その他の管理方法にも当てはまる）が、法令順守を達成し、維持するための、証明された効率的なツールである。

認定された OH&SMS 認証は、組織が法令順守を含む方針へのコミットメントを確実に果たすための効果的な OH&SMS を明示的に有することを独立した第三者（認証機関）が評価、確認していることを実証するものでなければならないと認められる。

適用される法的要求事項への継続した又は潜在的な不順守は、組織及びその OH&SMS におけるマネジメント管理の欠落を示しているかもしれず、規格適合性が注意深くレビューされることが望ましい。

A.0.2 この附属書は、EA-7/04 M:2017 文書「認定された ISO 14001:2015 認証の一部としての法令順守」（2017 年 5 月改 03）から選択された要求事項の適用を OH&SMS に拡げることが意図されている。その要求事項は、組織の認定された OH&SMS 認証と適用される組織の OH&S 法的要求事項の順守の程度との関係性を表すものである。

A.1 認証機関は法令順守についてどのように OH&SMS を審査することが望ましいか

A.1.1 認証審査プロセスを通じて、認証機関は組織の法令順守と関連付けて、OH&SMS 規格要求事項の適合性を評価しなければならない。これら要求事項への適合性が実証され得るまで、認証機関は認証を授与してはならない。

認証の後、認証機関によって実施される、以降のサーベイランス及び再認証審査は、上記の審査方法と整合するものでなければならない。

A.1.2 文書及び記録のレビューと運用活動中の OH&SMS 実施状況の評価（例えば、施設及びその他の作業サイトへの巡回）との間のバランスについて、認証機関は OH&SMS の有効性について十分な審査が行われることを確実にしなければならない。

A.1.3 状況は各組織によって異なるため、望ましい相対的比率を定める公式は存在しない。しかしながら、あまりにも多くの審査工数が事務所ベースのレビューに使われることが一定の頻度で生じる問題であることを示す兆候がある。事務所ベースのレビューに工数をかけると、法定順守の点で OH&SMS の有効性について不十分な評価につながり、また、潜在的に、低いパフォーマンスが見過ごされることにもなり、認証プロセスに対する利害関係者の信頼の喪失につながり得る。

認証機関は、適切なサーベイランスプログラムを通じて、通常 3 年の認証周期中に適合性が維持されることを保証しなければならない。認証機関の審査員は、システムの実証された実施に基づく法令順守のマネジメントを検証し、計画又は期待された結果のみに依存してはならない。

A.1.4 法令順守に対する初期又は継続したコミットメントを実証することができない組織は、認証機関によって、OH&SMS 規格要求事項を満たしているとして、認証又は継続して認証されてはならない。

A.1.5 故意又は一貫した不順守は、法令順守を達成するための方針へのコミットメントを立証することについて重大な失敗と見なされなければならない。また、これは、認証を不可能にする、又は既存の OH&SMS 規格認証書が一時停止又は取り消される要因とならなければならない。

A.1.6 施設及び作業領域が閉鎖対象となる場合、従業員に対する同一のリスクがもはや存在しないかもしれない。労働安全衛生リスクは変化する。しかし、一般市民に適用される新たなリスクが発生し得る。(例えば、適切な保守及び監視活動が欠如している場合)。認証機関は、マネジメントシステムが継続して、OH&SMS 規格を満たしていること、また、閉鎖された施設及び作業領域に関して効果的に実施されていることを検証しなければならない。もしこれが検証されない場合、認証書を一時停止しなければならない。

A.2. 認証決定に関する順守基準

A.2.1 OH&SMS 規格への適合を宣言する組織の利害関係者は、完全な法令順守を期待している。この分野における認定された認証の認識される価値は、法令順守に関して利害関係者の満足を達成することと密接に関連している。

A.2.2 組織は、認証機関から認証を授与される前に、組織自身の順守評価を通じて、組織に適用される法的な OH&S 要求事項の順守を達成したことを実証できなければならない。

A.2.3 組織が法令順守していないかもしれない場合、異なる国ごとの条件によって、可能な限りどこにおいても、文書化された規制者との合意によって裏付けられる、宣言された期間内に完全な順守を達成するための実施計画を始動したことを実証できなければならない。この計画の成功裡な実施は、OH&SMS における優先事項と見なされなければならない。

A.2.4 例外的に、認証機関は認証を授与してもよい。しかし、その場合、組織の OH&SMS について次の事項を確認するための客観的証拠を要求しなければならない。

- a. 期限内に上記実施計画の完全な実施によって、要求される順守を達成することができる。
- b. 働く人及びその他のばく露される要員に対する全ての危険源及び労働安全衛生リスクに取り組み、深刻な負傷及び／又は疾病に繋がり得る又は繋がる、活動、プロセス又は状況が存在しない。
- c. 移行期において、労働安全衛生リスクが低減及び管理されていることを確実にするための必要な処置が導入されている。

A.2.5 ISO/IEC 17021-1 の 9.4.8.3 a)項の要求事項及び適用される OH&SMS 規格に明記されている意図した成果を通じて、認証機関は、順守義務を満たす OH&SMS の能力に関し、その証拠の要約とともに、組織の OH&SMS の適合性及び有効性に関する声明を審査報告書に含めていることを確実にしなければならない。

A.3 まとめ

A.3.1 組織の OH&SMS に対する認定された認証は、適用される OH&SMS 規格要求事項への適合を示し、適用される法的要求事項順守に対する、実証された有効なコミットメントが含まれる。

A.3.2 組織による法令順守の管理は、OH&SMS 審査における、一つの重要な構成要素であり、変わらず組織の責任である。

A.3.3 認証機関の審査員は OH&S 規制機関の検査官ではないことを強調されることが望ましい。審査員は、法令順守の「声明」又は「宣言」を出すことは望ましくない。それでも、審査員は、適用される OH&SMS 規格への適合性を審査するために、「法令順守の評価を検証する」ことができる。

A.3.4 OH&SMS が OH&SMS 規格要求事項を満たしていることの認定された認証は、法令順守の絶対的及び継続的な保証にはなり得ず、また継続的な法令順守を保証する認証又は法令スキームの保証にもなり得ない。しかしながら、OH&SMS は、法令順守を達成し、維持するための、証明された効果的なツールであり、組織の順守状態に関する適切かつ適時な情報をトップマネジメントに提供するものである。

A.3.5 OH&SMS 規格は、法的要求事項の順守に対するコミットメントを求めている。組織は、認証機関から認証を授与される前に、組織自身の順守評価を通じて、適用される法的要求事項の順守を達成したことを実証できなければならない。

A.3.6 OH&SMS が OH&SMS 規格要求事項を満たしていることの認証は、その OH&SMS が法令順守義務を満たすことを含む方針へのコミットメントの達成に有効であると示されていることを確認し、組織の継続的な法令順守の礎及び裏付けを提供するものである。

A.3.7 上記の認定された OH&SMS 認証の特性に対する利害関係者の信頼を維持するため、認証機関は、認証を授与、維持又は継続する前に、システムが実証された有効性を有していることを確実にしなければならない。

A.3.8 OH&SMS は、組織と OH&S 規制機関との対話のためのツールの役割を果たし、また歴史的な「彼等と我々」という敵対関係に置き換わることによって信頼できる協力の基礎を形作ることができる。OH&S 規制機関及び一般市民は、認定された OH&SMS 規格認証書を有する組織に信頼を置き、そのような組織が常時一貫して法令順守を管理できることを認識できることが望ましい。

附属書 B（規定） - 認定範囲

B.1 OH&S 認証機関の認定された範囲は、次の表中の OH&SMS で改められている通り、IAF ID1:2014 の文書の附属書に報告されている経済活動リストの一つ又は複数の要素の観点から表現されなければならない。

OH&SMS認定範囲のモデル

OH&SMS認定範囲			
番号	経済活動分野／活動の記述	NACE - ディビジョングループクラス (rev.2)	一般的なOH&S危険源の例 (1)
1	農業、林業、漁業	01、02、03	殺虫剤へのばく露、生物学的及び化学的危険源、農業用移動車両及び機器、機械、高所作業、手作業、呼吸器疾患、動物由来の感染症、騒音、繰り返しのストレス等
2	鉱業、採石業	05、06、07、08、09	岩石の落下、火事、爆発、移動車両、機械、高所からの落下、挟み込み及び感電、騒音、振動、ラドンへのばく露、結晶シリカへのばく露、炭塵、危険化学物質、閉じた空間での作業等
3	食料品、飲料、タバコ	10、11、12	殺虫剤へのばく露、生物学的及び化学的危険源、移動車両及び機器、道具、機械、低温区域（冷凍庫）、高温媒体、繰り返しのストレス等
4	織物、繊維製品	13、14	機械及び機器、染料及び化学物質へのばく露、毛糸及び毛屑、火事、爆発、重量物の積み上げ及び積み下ろし、騒音等
5	皮革、皮革製品	15	クロムその他の危険化学物質へのばく露、機械、圧力機器、安全でない作業場、重量物の積み上げ及び積み下ろし、騒音等
6	木材、木製品	16	危険化学物質へのばく露、木塵、様々な機械及び道具、火事、爆発等
7	パルプ、紙、紙製品	17	危険化学物質へのばく露、プラント及び圧力機器、機械、火事、爆発、安全でない作業場（熱、放射線、埃）、騒音等

8	出版業	58.1、59.2	ビデオディスプレイ端末 (VDT)、姿勢、照明、繰り返しのストレス等
9	印刷業	18	危険化学物質へのばく露、機械、騒音
10	コークス及び精製石油製品の製造	19	危険化学物質へのばく露、機械、プラント及び設備、圧力機器、火事、爆発、閉じた空間での作業、高所作業、騒音、爆発、炭塵等
11	核燃料	24.46、20、13 (放射性物質の範囲のみ)	放射線/放射能による被ばく、危険化学物質へのばく露、プラント及び設備等
12	化学薬品、化学製品及び繊維	20 (放射線物質の範囲を除く)	危険化学物質へのばく露、機械、プラント及び設備、圧力機器、火事、爆発、閉じた空間での作業、高所作業、騒音、爆発、埃等
13	医薬品	21	生物学的及び化学的危険源へのばく露、放射線による被ばく、プラント及び圧力機器、火事、爆発、閉じた空間での作業等
14	ゴム製品、プラスチック製品	22	機械、プラント及び圧力機器、化学的危険源へのばく露、火事、爆発、騒音等
15	非金属鉱物製品	23、但し23.5及び23.6を除く	機械、プラント及び圧力機器、電気、火事、爆発、危険化学物質、騒音、ペンキ及び塗装等
16	コンクリート、セメント、石灰、石こう他	23.5、23.6	高所での基礎及び掘削作業、移動プラント及び機械、手作業、騒音、振動、埃、電気、火事、爆発等
17	基礎金属、加工金属製品	24、但し24.46を除く。25、但し25.4を除く。 33.11	機械、プラント及び設備、圧力機器、火事、爆発、危険化学物質、高所作業、騒音、ペンキ及び塗装、放射線等
18	機械、装置	25.4、28、30.4、33.12、33.2	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、ペンキ及び塗装、騒音、振動、手作業、火事、爆発等
19	電氣的及び光学的装置	26、27、33.13、33.14、95.1	機械、プラント及び設備、圧力機器、電気、放射線、危険化学物質、騒音、振動、手作業等

20	造船業	30.1、33.15	機械、プラント及び設備、圧力機器、騒音、振動、手作業、高所作業、閉じた空間での作業、火事、爆発、放射線、ペンキ及び塗装等
21	航空宇宙産業	30.3、33.16	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、ペンキ及び塗装、騒音、振動、放射線、手作業、火事、爆発等
22	その他輸送装置	29、30.2、30.9、 33.17	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、ペンキ及び塗装、騒音、振動、手作業等
23	他の分類に属さない製造業	31、32、33.19	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、騒音、振動、手作業、ペンキ及び塗装等
24	再生業	38.3	交通、機械、化学及び生物学的危険源、スリップ、つまづき、転倒、放射線、繰り返しのストレス、騒音、火事、爆発等
25	電力供給	35.1	プラント及び設備、電気、電磁場へのばく露、機械、危険化学物質、騒音、振動、高所作業等
26	ガス供給	35.2	圧力機器、機械、ガス閉じ込め漏れに伴う火事及び爆発、毒性、騒音、振動、閉じた空間での作業、高所作業等
27	給水	35.3、36	プラント及び設備、機械、化学的危険源へのばく露、騒音、振動、高所作業、閉じた空間での作業、レジオネラ等
28	建設	41、42、43	基礎及び掘削作業、高所作業、移動機器事故、高所からの転落、タワークレーン、移動プラント及び機械、一時的作業、手作業、騒音、振動、埃、ペンキ及び塗装、電気（頭上電気線及び地下ケーブル）、火事等
29	卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業	45、46、47、95.2	機械、道具、危険化学物質、騒音、振動、手作業、化学物質等

30	ホテル、レストラン	55, 56	スリップ及びつまづき、熱い物体、低温区域（冷凍庫）、尖った物体、化学物質、バイオ廃棄物、レジオネラ等
31	輸送、倉庫、通信	49、50、51、52、53、61	交通、速度、横転、衝突、移動車両に轢かれる、車両からの転落、手作業、スリップ及びつまづき
32	金融、保険、不動産、賃貸	64、65、66、68、77	VDT、姿勢、照明、繰り返しのストレス等
33	情報技術	58.2、62、63.1	VDT、姿勢、照明、繰り返しのストレス等
34	エンジニアリング、研究開発	71、72、74但し74.2と74.3を除く	VDT、特定サービスの機能の幅広いバリエーション
35	その他専門的サービス	69、70、73、74.2、74.3、78、80、81、82	特定サービスの機能の幅広いバリエーション
36	公共行政	84	VDT、姿勢、照明、人間工学、幅広いバリエーション等
37	教育	85	VDT、照明、人間工学、ストレス、騒音等
38	医療及び社会事業	75、86、87、88	生物学的危険源へのばく露、放射能、感染症、重量物の取扱い等
39	その他社会的・個人的サービス	37、38.1、38.2、39、59.1、60、63.9、79、90、91、92、93、94、96	機械、化学及び生物学的危険源へのばく露、スリップ、つまづき、転倒、繰り返しのストレス、騒音、特定サービスの機能の幅広いバリエーション

注記1：一般的な危険源の例は、認定範囲に含まれているとは見なされない。

注記2：それぞれのIAFコードにリスクレベルは割り当てられてはいない。各認定機関は、地元の法令、OH&S危険源及びIAF MD5で定められた要求事項を考慮して、それぞれの範囲のリスクレベルを定義する責任がある。

注記3：NACE Rev.2のセクションTとUはNACE経済活動分類97、98、99を含むが、この表には含まれていない。

注記4：OH&S範囲を使用して、ISO/IEC 17021-1:2015の7.1.2項で言及されているOH&SMSの「専門分野」を記述するが、その使用は限定的である。分野11「核燃料」は、一つの専門分野として妥当な記載といえるかもしれないが、他の項目のほとんどは専門分野として妥当な記載といえないかもしれない。

労働安全衛生マネジメントシステム（OH&SMS）認証のための ISO/IEC 17021-1 適用に関する IAF 基準文書の終わり

追加情報:

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 - <http://www.iaf.nu>

事務局:

IAF Corporate Secretary,
Telephone: 1 +613 454-8159
Email: secretary@iaf.nu